

苫小牧市防犯ガイドブック

令和5年6月（第11版）



※ 防犯のぼり旗(サイズW450×H1500mm)

苫 小 牧 市

1 はじめに

全国の刑法犯認知件数は、平成15年以降一貫して減少してきたところ、令和4年は601,389件と、戦後最小となった令和3年を上回りました（前年比5.9%増加）。本市も、全国と同様の減少傾向にありましたが、令和4年は780件と前年より46件増加しており、今後の動向について注視すべき状況にあります。

街頭犯罪をはじめとする、市民に不安を与える身近な犯罪の抑止に向けては、地域社会や関係機関・団体との連携の下、被害の未然防止や犯罪発生時の的確な対応を支えるインフラの活用や、地域社会の安全・安心を支える防犯ボランティア活動の活性化を図る等の推進が求められています。

本冊子は、防犯推進活動の一つとして、本市の犯罪発生状況及び防犯施策の状況等を紹介し、市民の皆さんと市が共通認識のもとに、防犯に関する意識の高揚を図り、地域の防犯体制の確立に取り組んでいくことを目的に作成したものです。

これからも、市民と関係機関が『防犯意識』を共有し、市の防犯施策と市民一人ひとりの安全対策を推進して、犯罪のない『安全・安心のまち』苦小牧を実現しましょう。

目 次	
1 はじめに	1
2 苦小牧市の犯罪発生状況	2
3 苦小牧市の防犯施策取組状況	4
4 自主防犯パトロール組織等	7
5 各種相談・お問い合わせ	8
6 苦小牧市内交番・駐在所と管轄区域	10
資料1 苦小牧市防犯及び交通安全に関する条例	11
資料2 苦小牧市暴力団の排除の推進に関する条例	13

2 苫小牧市の犯罪発生状況

1) 刑法犯認知件数上位10市（令和4年）

市	件数	人口	件数/人口 (1千人あたり)	市	件数	人口	件数/人口 (1千人あたり)
1 札幌市	9,650	1,959,640	4.92	6 千歳市	524	97,668	5.37
2 旭川市	1,327	324,185	4.09	7 釧路市	472	160,520	2.94
3 函館市	974	244,497	3.98	8 江別市	449	119,174	3.77
4 苫小牧市	780	168,309	4.63	9 小樽市	327	108,553	3.01
5 帯広市	549	164,039	3.35	10 北見市	301	113,049	2.66
北海道	19,604	5,140,388	3.81	全国	601,389	124,947,000	4.81

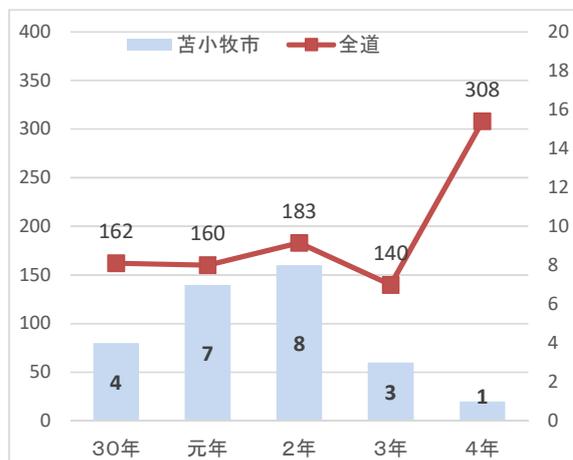
件数：「市町村別犯罪発生概況（平成30年～令和4年）認知件数」北海道警察本部より
 人口：「令和4年住民基本台帳人口」北海道総合政策部地域行政局市町村課より
 全国：「令和4年の犯罪情勢」（暫定値）警視庁及び「人口推計2022年10月1日現在」（総務省）より

2) 刑法犯認知件数推移（平成25年～令和4年）

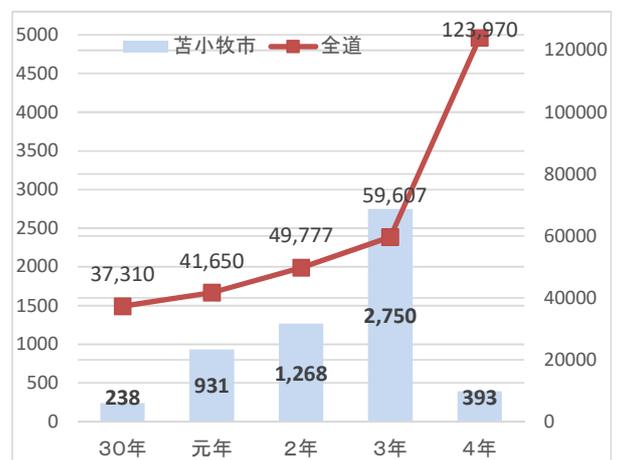


「市町村別犯罪発生概況（平成25年～平成29年）認知件数」「市町村別犯罪発生概況（平成30年～令和4年）認知件数」北海道警察本部より

3-①) 特殊詐欺事件認知件数

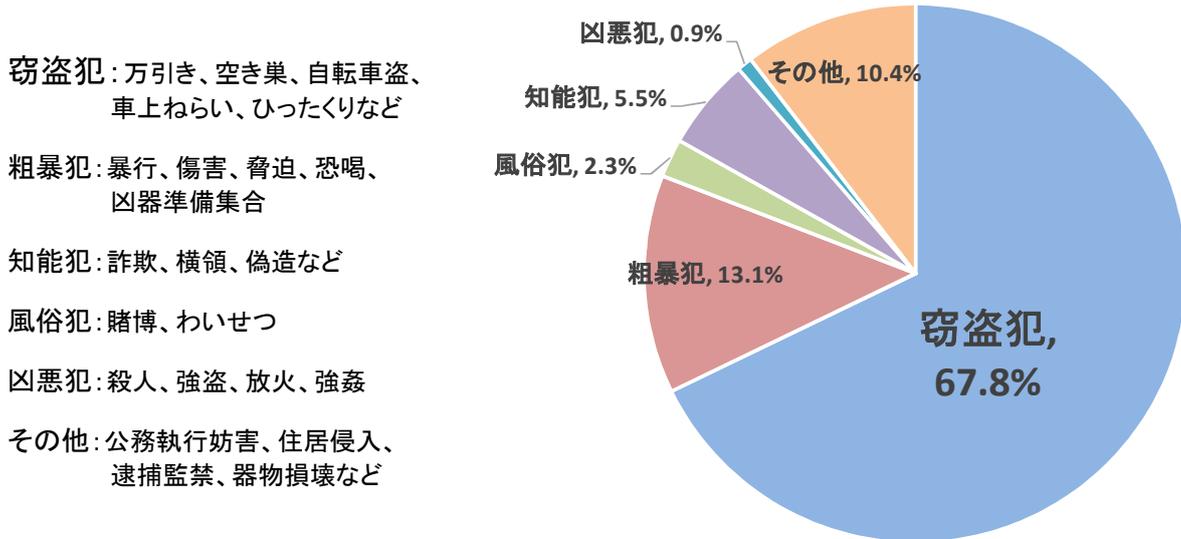


3-②) 特殊詐欺事件被害金額(万円)



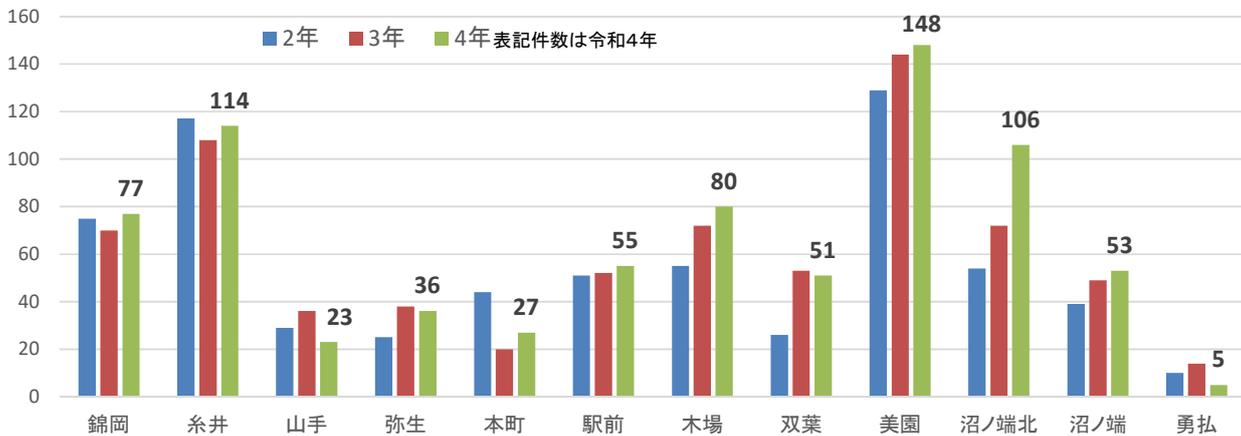
「北海道の特殊詐欺事件認知・検挙状況について（過去5年）」北海道警察本部

4) 苫小牧市罪種別刑法犯認知件数割合（令和4年）



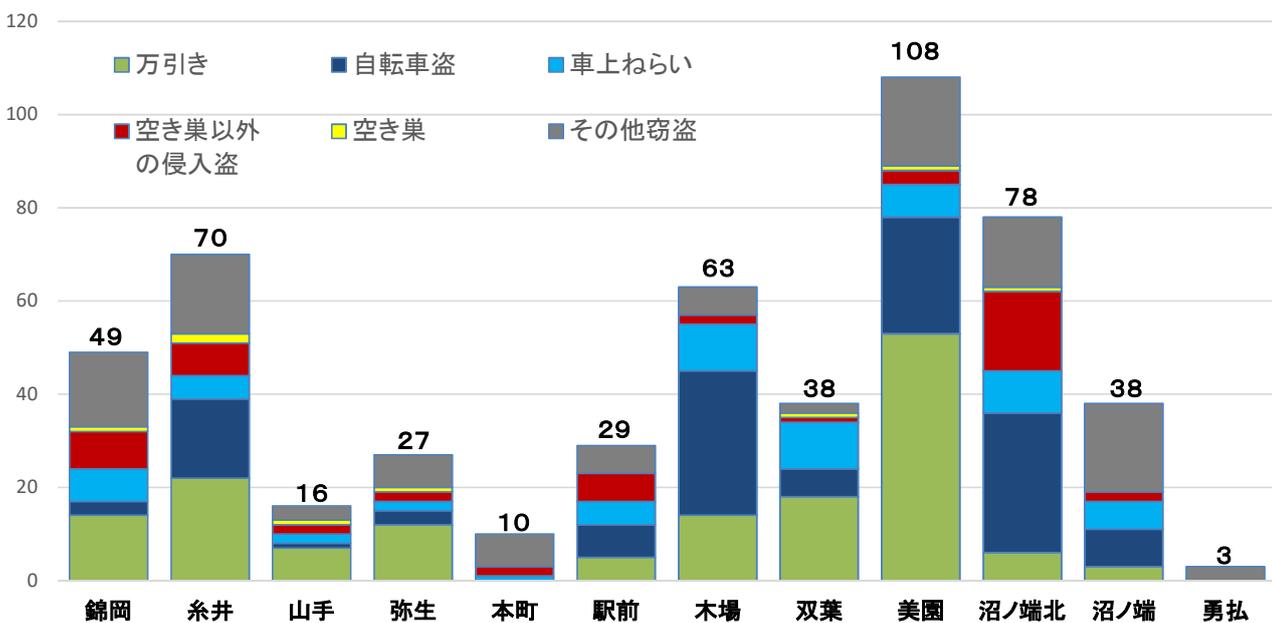
「市町村別犯罪発生概況(平成30年～令和4年)認知件数」北海道警察本部より

5) 交番・派出所別刑法犯認知件数推移（令和2年～令和4年）



「苫小牧警察署管内における交番・駐在所別の犯罪発生概況(令和4年 苫小牧市版)」苫小牧警察署より

6) 交番・派出所別窃盗主要手口認知件数（令和4年）



「苫小牧警察署管内における交番・駐在所別の犯罪発生概況(令和4年 苫小牧市版)」苫小牧警察署より

3 苫小牧市の防犯施策取組状況

1) 広報及び啓発活動の実施

	取組事業	事業概要	担当課
1	犯罪情報等の提供	犯罪発生情報等を、市ホームページ、フェイスブック及びラインや街頭LED広告等で発信し注意喚起するとともに、被害防止対策を防犯だより等に掲載し防犯意識の高揚を図る。	市民生活部市民生活課 32-6287
2	防犯出前講座	市内の犯罪認知動向等を基に特殊詐欺や各種犯罪の被害防止について、市民の理解を深めていただく。	市民生活部市民生活課 32-6287
3	防犯リーダー研修会の実施	町内会・自主防犯パトロール組織等で活動している市民を対象に、地域の防犯対策や青色防犯パトロールに関する研修会を開催する。	市民生活部市民生活課 32-6287
4	地域防犯啓発パトロールの実施	不審者情報等を基に、青色回転灯を装着した車両によるパトロールを実施する。	市民生活部市民生活課 32-6287
5	啓発懸垂幕の掲出	市庁舎の国道側壁面に、防犯啓発用懸垂幕を掲出する。	市民生活部市民生活課 32-6287
6	歳末地域安全運動市民集会の実施	年末年始の防犯、交通事故や火災などの被害防止を啓発する活動として、関係団体と連携して実施する。市民が気軽に参加していただけるように、小学生プラスバンドのコンサートを同時に開催する。	市民生活部市民生活課 32-6287
7	各種イベントでの啓発活動	とまこまい港まつりなど市民が集う各種イベント会場で、防犯啓発活動を実施する。(新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、状況に応じて実施)	市民生活部市民生活課 32-6287

2) 防犯に配慮した環境の整備

	取組事業	事業概要	担当課
1	防犯カメラの設置	子ども達が安全かつ安心して通学や屋外活動を行えるように「苫小牧市防犯カメラ設置5カ年実施計画」に基づき設置する。	市民生活部市民生活課 32-6287
2	街路灯整備事業	夜間における治安維持及び交通安全の確保等を図るため、市民の要望を基に、幹線道路(主に幅員10m以上の市道)に設置する。	市民生活部市民生活課 32-6303
3	街路灯設置補助事業	夜間における治安維持及び交通安全の確保等を図るため、町内会が生活道路(主に幅員10m未満の市道)に設置する費用の一部を補助する。	市民生活部市民生活課 32-6303
4	街路灯の維持管理	委託業者により6ヶ月に1回、市内街路灯の不点調査を実施し、不点街路灯を把握し、速やかに交換対応する。	都市建設部維持課 73-5000
5	防犯に配慮した環境の整備	公園等維持管理業務において、防犯に配慮した樹木の剪定・伐採などを実施する。	都市建設部緑地公園課 32-6509
6	公共施設における安全対策	公共施設の新築・改修時に、防犯上危険となる目隠しになる箇所などの解消を図るよう配慮する。	都市建設部建築課 32-6531
7	市営住宅の照明確保	照明の不具合・故障について迅速に対応している。また、一部の住宅において共用部等の照明を蛍光灯からLEDへの更新を行っている。	都市建設部住宅課 32-6323

8	大型店の防犯対策への協力	大規模小売店舗(売場面積1,000㎡以上)新規出店の際、騒音・交通・防犯等に配慮を求めるための法律「大規模小売店舗立地法」に基づき、市から道へ意見を提出することができる庁内関係課会議を設置し意見を集約する。	産業経済部商業振興課 32-6445
---	--------------	---	-----------------------

3) 市民及び事業者の防犯活動への支援

	取組事業	事業概要	担当課
1	地域自主防犯パトロール組織への支援	町内会等による地域防犯活動で使われる、パトロール用機材として青色回転灯や啓発用のぼり等を貸与する。	市民生活部市民生活課 32-6287

4) 学校等における子どもの安全対策

	取組事業	事業概要	担当課
1	不審者情報の共有・発信	小・中・高等学校生徒指導連絡協議会と連携して、不審者情報を市のホームページに掲載し、広く市民に注意を促す。	健康こども部青少年課 32-6148
2	不審者の侵入防止策の推進	学校内への不審者の立ち入り防止策として、市内全校の来客用玄関にオートロック錠設置を平成30年度をもって完了した。 また、改築・改修事業を実施した学校については、防犯カメラを整備することにより、不審者の立ち入りや事件に対する抑止力を強化する。	教育部施設課 32-6740
3	教職員への不審者対応訓練・研修の実施	学校保健安全法に基づき、全ての学校で危機管理マニュアルを作成している。さらに、マニュアルの中に、教職員研修及び対応訓練等も適切に位置付け実施する。	教育部指導室 32-6744
4	防犯マップの作成・更新	防犯、防災、交通安全等に係る安全マップの作成。自身の通学路周辺から始まり、児童生徒の発達段階や地域の実情、学習のねらい等に合わせて行う。	教育部指導室 32-6744
5	「こどもSOSの家」の実施	不審人物等から子どもたちを守るために、商店・事業所・一般住宅等、地域の協力をいただき「こどもSOSの家」ステッカーを貼付する。子どもたちが救助を求めてきた際、子どもの保護と警察への通報を継続して依頼する。	健康こども部青少年課 32-6148
6	「こどもSOSカー」の普及	「こどもSOSの家」運動と併せ、市公用車(約200台)に貼付し、子どもが身の危険を感じた時に、公用車で対応できるよう取り組む。	健康こども部青少年課 32-6148
7	青色回転灯車両による巡回パトロールの実施	青色回転灯を搭載した車両により市内全域の巡回を継続して実施。子どもの危険行為や自転車・交通マナー、帰宅時刻等の声かけや指導を行うとともに、不審者・変質者から子どもを守る。(各祭典指導を含む)	健康こども部青少年課 32-6148
8	「ながら見守りタイム！」活動の推進	個人がウォーキングや散歩などの日常活動をしながら、不審な人物や車両がないか等を気にして、子どもや地域の安全を守る。	市民生活部市民生活課 32-6287
9	防犯教室の推進	苫小牧警察署等と連携して各小・中学校における防犯訓練・防犯教室を実施する。	教育部指導室 32-6744
10	通学列車における添乗指導	高校生の列車通学時のマナーを中心に、列車添乗や駅周辺での迷惑行為の調査を行い、生徒への声かけや指導(マナー違反や危険行為等)を行う。	健康こども部青少年課 32-6148

11	青少年の施設利用の実態調査	青少年の健全育成と非行防止の観点から、大型商業施設や公共施設などを中心に利用状況や迷惑行為の有無について聞き取りを実施する。問題がある場合は巡回や学校等との連携により対応する。	健康こども部青少年課 32-6148
12	特別巡回パトロールの実施	通常巡回のほか、夜間巡回、全道立入調査（警察と合同）、各学期末等の巡回（終業式、卒業式等）を行う。その他状況に応じた巡回を行う。	健康こども部青少年課 32-6148
13	警察との連携	情報交換や合同巡回を実施する。 （夏、冬休み期間を中心にカラオケや、インターネットカフェ等を巡回し、店舗側に理解協力を求める。各種祭典時も連携する。）	健康こども部青少年課 32-6148
14	防犯グッズの配布	日本マクドナルド(株)より、「こども110番の家」関連事業への支援の一環として防犯笛の寄贈を受け、小学校新1年生に配布する。	教育部学校教育課 32-6742

5) 高齢者の安全対策

	取組事業	事業概要	担当課
1	消費者被害防止講座の実施	架空請求、不当請求、強引な契約、悪質訪問販売、電話勧誘などからの被害を未然防止するため、市内団体・グループ等を対象に出前講座を実施する	市民生活部市民生活課 32-6306
2	苫小牧市消費者被害防止ネットワーク活動の推進	ネットワーク構成団体と連携し、消費生活に関する情報提供及び消費者教育・啓発活動の推進と適切な相談活動などを通じ、消費者被害の防止に努める	市民生活部市民生活課 32-6306
3	苫小牧市認知症高齢者等の見守りSOSネットワーク事業との連携	認知症などにより所在不明となった高齢者等を関係機関が相互に連携し、早期発見及び見守り支援体制を整備し再発防止に努める。	福祉部介護福祉課 32-6347

6) その他の取組

	取組事業	事業概要	担当課
1	被害者相談窓口の設置	犯罪被害者からの相談を受け、関係機関及び庁内関係課との連携し支援する。	市民生活部市民生活課 32-6303
2	市の公共事業等における暴力団排除措置	「暴力団等の排除に関する合意書」に基づき、公共事業等から排除措置を講ずるため、苫小牧警察署に情報照会と排除を要請する。	市民生活部市民生活課 32-6287
3	市が行う契約から暴力団の不当介入を排除する措置	「苫小牧市が行う契約における暴力団等排除措置要綱」に基づき、市発注の契約への不当介入を排除するため、苫小牧警察署に情報照会し、入札参加の除外措置等を行う。	財政部契約課 32-6216
4	ときわ、澄川地区への交番新設要望	北海道への重点要望事項として、苫小牧警察署及び道警本部を訪問して要望書を提出する。	市民生活部市民生活課 32-6287

4 自主防犯パトロール組織等

NO	名 称	結成年	NO	名 称	結成年
1	明野柳町内会	H12	◆32	第八区自治会安全部防犯パトロール隊	H8
2	青葉区車友会	H23	◆33	拓勇小子どもの安全サポートボランティア	H17
◆3	糸井西町内会(防犯パトロール隊)	-	34	拓勇西町内会自主防災	H28
◆4	糸井南町内会(防犯パトロール隊)	H17	◆35	拓勇東町内会(拓勇青パト隊)	H21
◆5	植苗自警団	S32	◆36	東開町内会(防犯パトロール隊)	H23
◆6	植苗町内会連合会 防犯・防災部	H17	◆37	ときわ町内会(防犯パトロール)	H28
◆7	有珠の沢町内会(防犯パトロール隊)	H17	38	豊川町内会	H1
◆8	ウトナイ町内会	H28	39	二区天寿会	H19
◆9	NPO 法人エクスプローラー北海道	H17	40	西町親交会	S50
◆10	NPO 法人日本空手道振興会強健流空手道	H18	41	日新草笛町内会自主防犯パトロール隊	H1
11	音羽町内会自主防災組織	H23	42	日新中央町内会	H8
12	オレンジ自治会防犯係	S57	43	日新町町内会	H20
◆13	柏木町町内会(防犯パトロール隊)	H13	44	沼ノ端中央町内会	H1
◆14	春日清水町内会	-	◆45	沼ノ端中央町内会安全安心パトロール隊	H30
15	川沿町町内会防犯パトロール隊	H17	◆46	沼ノ端北栄町内会(防犯パトロール隊)	H21
16	啓北町内会	H17	47	花園町内会交通防災部	H20
◆17	公益社団法人隊友会苫小牧支部	H20	◆48	美光町内会地域保安部	H17
18	光洋町内会自主防災防犯	H12	◆49	ピノキオエンゼル防犯パトロール隊	H18
19	幸町町内会自主防犯会	H25	◆50	ひまわりパトロール	R3
◆20	しらかば中央町内会	H30	◆51	日吉町町内会(防犯パトロール隊)	H20
◆21	しらかば東町内会(翼安全パトロール隊)	H18	◆52	船見港北パトロール隊	R4
◆22	新開野元町町内会(防犯パトロール隊)	H17	53	緑小学校地域安全推進委員会	H24
23	新中野町内会	H23	◆54	みどりのパトロール隊	R3
◆24	新明町町内会(防犯パトロール隊)	H16	55	宮の森町内会	S55
25	スプリングタウン登校指導員パトロール	H18	56	見山町東町内会	H30
◆26	澄川町町内会(自主防災組織)	H18	◆57	もえぎ町町内会	H22
◆27	澄川西町内会(防犯パトロール隊)	S52	58	元中野町内会	H20
28	住吉泉町内会	H24	59	弥生連合町内会自主防災会	H25
◆29	住吉公住11号棟駐車管理委員会	H20	◆60	勇払自治会(勇武津見廻隊)	H17
30	大成東区ドライバーズ組合防犯パトロール隊	H11	61	老人クラブ住吉泉福寿会	H24
31	第七区親交会	H18	62	老人クラブ双葉会	-

◆印～青色防犯パトロール実施証明書等交付団体：33団体

5 各種相談・お問い合わせ



○児童虐待(家庭内暴力)、少年相談、暴力団、違法薬物、性犯罪などに関すること

苫小牧市こども相談センター		
児童虐待(家庭内暴力)に関して	健康こども部こども相談課	0144-32-6369
	北海道室蘭児童相談所 苫小牧分室	0144-61-1882
	児童相談所全国共通ダイヤル	(局番なし)189
女性の家庭生活、配偶者などからの暴力に関する相談	苫小牧市配偶者暴力相談支援センター	0144-84-8985
	北海道立女性相談援助センター	011-666-9955
少年非行や犯罪被害、いじめや児童虐待などの相談	北海道警察本部 少年サポートセンター	0120-677-110 又は 011-242-9000
	健康こども部青少年課	0144-32-6148
家庭教育問題、不登校、いじめなどの相談	教育委員会教育部指導室	0144-32-6744
	健康こども部青少年課	0144-32-6759
暴力団相談・情報提供ダイヤル	北海道警察本部捜査第四課	011-222-0200
覚醒剤、大麻などの薬物に関する情報や相談	北海道警察本部薬物銃器対策課	011-241-9110
性犯罪被害相談	性犯罪被害110番	#8103 又は 0120-756-310
	性暴力被害者支援センター北海道 (さくらこ)	#8891 又は 050-3786-0799



○悪質商法、架空請求など消費生活上のトラブルや多重債務に関する相談

苫小牧市消費者センター	市民活動センター内	0144-33-6510 又は (局番なし)188
-------------	-----------	---------------------------------

○犯罪や事故にあわれた方や、ご家族からの相談

犯罪被害者相談窓口	市民生活部市民生活課	0144-32-6303
北海道犯罪被害者等早期援助団体 (公社)北海道家庭生活総合カウンセリングセンター	北海道被害者相談室 (毎週 月～金 10時～16時)	011-232-8740
	苫小牧地区被害者相談室 (毎週 木 13時～16時)	0144-37-7830

○街路灯の設置の相談や不点灯の連絡は、地元町内会又は下記へ

主に幅員10m未満の市道	市民生活部市民生活課	0144-32-6303
主に幅員10m以上の市道	都市建設部維持課	0144-73-5000
公園内	都市建設部緑地公園課	0144-32-6509

○地域の防犯活動に関すること

防犯ボランティア団体の活動支援 「ながら見守りタイ！」の申し込み、問合せ	苫小牧市防犯協会 (市民生活部市民生活課内)	0144-32-6287
防犯出前講座の申し込み、問合せ	苫小牧警察署生活安全課	0144-35-0110
	市民生活部市民生活課	0144-32-6287
消費者被害防止出前講座の申し込み、問合せ	苫小牧市消費者センター	0144-33-6510



6 苫小牧市内交番・駐在所と管轄区域

- 事件事故通報・・・・・・・・・・110番
- 警察への相談・問い合わせ
 - ・ 警察相談センター・・・・・・・・・・#9110
 - ・ 苫小牧警察署・・・・・・・・・・35-0110



交 番	住 所	管 轄 区 域
	電話番号	
美 園 交 番	美園町 1-4-3	美園町、新明町、明野新町、明野元町、新開町、柳町、三光町5丁目から6丁目、字高丘の一部（苫小牧川以東）、字丸山
	32-3957	
駅 前 交 番	表町 6-4-3	王子町、表町、若草町、旭町、末広町、元中野町、新中野町、港町、汐見町
	32-2424	
本 町 交 番	本町 1-1-13	本町、大町、寿町、本幸町、高砂町、錦町、幸町、栄町、浜町
	32-3543	
双 葉 交 番	双葉町 2-1-8	双葉町、音羽町、日の出町、住吉町、泉町、三光町1丁目から4丁目
	34-2217	
木 場 交 番	木場町 2-9-29	緑町、木場町、清水町、春日町
	36-8295	
糸 井 交 番	しらかば町 5-6-19	字系井、日吉町、光洋町、有明町、永福町、小系井町、日新町、豊川町、桜木町、川沿町、柏木町、しらかば町、有珠の沢町、はまなす町1丁目、宮の森町、桜坂町
	72-2989	
弥 生 交 番	弥生町 2-2-7	弥生町、白金町、青葉町、大成町、新富町、矢代町、元町
	74-4539	
山 手 交 番	北光町 2-15-12	山手町、啓北町、北光町、花園町、見山町、松風町、字高丘の一部（苫小牧川以西）
	74-4058	
錦 岡 交 番	青雲町 1-22-7	字錦岡、ときわ町、澄川町、美原町、青雲町、宮前町、のぞみ町、もえぎ町、明德町、はまなす町2丁目、錦西町、北星町、字樽前
	67-0031	
沼ノ端北交番	北栄町 3-3-1	拓勇西町、拓勇東町、北栄町、字植苗、字美沢、あけぼの町、ウトナイ北、ウトナイ南
	57-1070	
沼ノ端交番	沼ノ端中央 3-2-8	沼ノ端中央、字沼ノ端（室蘭本線以南）、字柏原、字静川、勇払の一部（勇払ふ頭以北）、東開町、船見町、入船町、晴海町、一本松町
	55-0402	
勇払駐在所	字勇払 27-1	字勇払、字弁天、真砂町
	56-0002	

資料 1

○苫小牧市防犯及び交通安全に関する条例

平成13年 9月28日

条例第21号

改正 平成24年 3月23日 条例第12号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 防犯に関する施策の基本（第6条—第8条）

第3章 交通安全に関する施策の基本（第9条—第12条）

第4章 雑則（第13条—第17条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪の防止（以下「防犯」という。）及び陸上交通の安全（以下「交通安全」という。）に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本を定めることにより、犯罪及び交通事故のない安全な市民生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に住所を有する者及び市内に滞在する者並びに市内に所在する土地又は建物の所有者又は管理者をいう。

(2) 事業者 市内において商業、工業その他の事業を営む者をいう。

（市の責務）

第3条 市は、防犯及び交通安全に関し、この条例に規定する施策の基本に基づく施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（市民の責務）

第4条 市民は、自ら防犯及び交通安全に必要な知識及び技術を修得し、安全の保持に努めるとともに、市が実施する防犯及び交通安全に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、防犯及び交通安全に関して必要な措置を講じるとともに、市が実施する防犯及び交通安全に関する施策に協力しなければならない。

第2章 防犯に関する施策の基本

（広報及び啓発活動の実施）

第6条 市は、市民及び事業者の防犯に関する意識の高揚を図るため、防犯に関する広報及び啓発活動を行うものとする。

（防犯施設の整備等）

第7条 市は、防犯に関する環境の整備を図るため、防犯施設の整備等に努め

るものとする。

(その他必要な措置)

第8条 市は、前2条に規定するもののほか、防犯に関する必要な措置を講じるものとする。

第3章 交通安全に関する施策の基本

(広報及び啓発活動の実施)

第9条 市は、市民及び事業者の交通安全に関する意識の高揚を図るため、交通安全に関する広報及び啓発活動を行うものとする。

(交通安全教育の推進)

第10条 市は、市民が交通安全についての理解を深めるとともに、安全な行動が実践できるよう、心身の発達段階等に応じた交通安全に関する教育の推進に努めるものとする。

(交通安全施設の整備等)

第11条 市は、交通環境の整備を図るため、交通安全施設の整備等に努めるものとする。

(その他必要な措置)

第12条 市は、前3条に規定するもののほか、交通安全に関する必要な措置を講じるものとする。

第4章 雑則

(市民団体に対する支援)

第13条 市は、防犯及び交通安全を推進するため、当該防犯又は交通安全に関する市民団体の自主的活動に対して、必要な支援を行うことができる。

(犯罪及び交通事故による被害者等への支援)

第14条 市は、犯罪及び交通事故により害を被った者及びその家族又は遺族が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、国及び北海道その他の地方公共団体（以下「国等」という。）並びに関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）との連携を図りながら、相談、情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

(国等及び関係機関等との連携)

第15条 市長は、国等及び関係機関等との連携に努めるとともに、必要に応じ、国等に対し、防犯又は交通安全に関する必要な措置を講じるよう要請するものとする。

(意見の反映)

第16条 市長は、市民及び事業者の防犯及び交通安全の推進に関する意見を広く聴取し、市の施策に反映するよう努めるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日条例第12号改正）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

資料2

○苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例

平成27年9月17日

条例第33号

(目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で安心な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団の排除 市民の生活及び事業活動に対する暴力団の介入を防止し、並びに市民の生活及び事業活動に生じた暴力団による不当な影響を排除することをいう。
- (4) 暴力団関係事業者 暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民の生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、市、市民、事業者、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体の相互の連携及び協力の下に、社会全体で行わなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に関する理解を深め、自らこれに努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(公共事業等に係る措置)

第7条 市は、その発注する建設工事その他の市の事務又は事業（次項において「公共事業等」という。）の執行により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講じるものとする。

2 市は、公共事業等に係る契約の相手方に対し、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第4項に規定する下請契約その他の当該公共事業等に係る契約に関連する契約の相手方から暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講じるよう求めるものとする。

（公の施設に係る措置）

第8条 市は、その設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。）が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講じるものとする。

（市民及び事業者に対する支援）

第9条 市は、市民及び事業者が暴力団の排除に関する活動に自主的に、かつ、相互に連携協力して取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（啓発活動）

第10条 市は、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む気運を醸成するため、広報その他の必要な啓発活動を行うものとする。

（暴力団の威力利用の禁止）

第11条 市民は、債権の回収、紛争の解決等に関し、暴力団員を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧することその他の暴力団の威力の利用をしてはならない。

（利益供与の禁止）

第12条 市民は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



※ 防犯看板(サイズW275×H1400mm)

苫小牧市防犯ガイドブック

- 発行年月 令和5年6月(第11版)
- 発行 苫小牧市
- 編集 苫小牧市市民生活部市民生活課

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号

電話 0144-32-6287

FAX 0144-32-4322

メールアドレス

siminseikatu@city.tomakomai.hokkaido.jp